



目次	ページ
訓令 ◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
告示 ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	1
○保安林の指定予定の通知 (7件) (治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 (2件) (")	3
○地籍調査の事業計画の定め (用地対策課)	3
○国土調査の成果の認証 (")	4
○道路の供用開始 (道路課)	4
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	4
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	4
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (2件) (会計管理課)	5
公告 ○毒物劇物取扱者試験の実施 (医療薬務課)	5
○平成22年度クリーニング師試験の実施 (食品・衛生課)	5
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	6
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
高知県公安委員会告示 ◎告示 (口頭により開示請求を行うことができる個人情報報)の一部改正	6

訓 令

高知県訓令第9号

本 庁 労働委員会事務局 収用委員会事務局 各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「本庁」を「本庁及び別表第1に掲げる出先機関」に改め、同条第2項中「総務部副部長」を「本庁にあっては総務部副部長の、別表第1に掲げる出先機関にあっては所属長」に改め、同条第3項中「本庁において」を「本庁又は当該出先機関における」に改める。

第7条の2第1項ただし書中「別表第1」を「別表第2」に、「同表、別表第2及び別表第4」を「別表第1から別表第4まで」に改め、同条第3項ただし書中「別表第2」を「別表第1及び別表第3」に改める。

第8条第1項中「別表第2」を「別表第1及び別表第3」に改める。

第9条から第10条までの規定中「別表第2」を「別表第1、別表第3」に改める。

第15条第1項中「別表第2」を「別表第1及び別表第3」に改める。

第17条中「別表第2」を「別表第1、別表第3」に、「追加し」を「、追加し」に改める。

別表第3を削る。

別表第2中「高知土木事務所」を削り、同表を別表第3とする。

別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第7条、第7条の2、第8条、第9条、第9条の2、第10条、第15条、第17条関係）

高知土木事務所

別表第4中

「療育福祉センター」

を

「療育福祉センター

中央児童相談所」

に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月4日から施行し、改正後の高知県職員安全衛生管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年6月4日

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
らいおん堂薬局	安芸郡奈半利町乙1170-2	平22・5・6
奈半利店		
西田順天堂薬局	安芸市矢ノ丸三丁目3番1号	" " 10
あき店		

高知県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年6月4日

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
病院通薬局須崎	須崎市中町一丁目3-4	平22・3・25

高知県告示第335号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 保安林予定森林の所在場所
室戸市室津字行所1077、1078、1079のイ、1079の2、1079の3、1080、1081、3170、3171
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字行所1079のイ・1079の3・1080・1081・3170（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1079の2
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

<p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第336号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 香美市物部町根木屋字槻ノ堂391の1、391の2、392の1から392の3まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字槻ノ堂391の1・391の2・392の1から392の3まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第337号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡馬路村馬路字丸石1586の23、字宿ノ谷1849の3、1849の11、1849の27、字上ミ野1905の15、1931の4、字清吾谷1932</p>	<p>の14、1932の15、1932の19、字西ノ谷1970の45、字河下モ4238の1から4238の3まで</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第338号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐郡土佐町南川字細野1978の1、1979、字源奈路1516の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字細野1979・字源奈路1516の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第339号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の</p>	<p>規定により告示する。 平成22年6月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町勝賀瀬字宮ケナロ3853のロ、3861</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字宮ケナロ3853のロ・3861（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第340号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成22年6月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡中土佐町大野見下ル川429、434、437</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供す</p>
--	--	---

る。) **高知県告示第341号**
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
高岡郡檮原町広野294
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町北川字清水8846、8849、8852の1、8852の2
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大正中津川字北峯山612の1、612の2
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第342号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
四万十市西土佐橘字名尻山1170の8から10まで・1170の15・1171の8・1171の10（以上6筆国有林）、1171の7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第343号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町小川柳野字アゼビ谷5071（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第344号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成22年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市鏡吉原、長浜及び仁井田の各一部	平成22年度中

室戸市	室戸市佐喜浜町の一部	〃
安芸市	安芸市本町三丁目の一部、港町二丁目、寿町、久世町及び清和町	〃
南国市	南国市亀岩及び滝本の各一部	〃
土佐市	土佐市宇佐町井尻、宇佐町竜及び宇佐町宇佐の各一部	〃
須崎市	須崎市押岡及び神田の各一部	〃
宿毛市	宿毛市山田の一部	〃
土佐清水市	土佐清水市宗呂下の一部	〃
四万十市	四万十市三里、下田及び平野の各一部	〃
香南市	香南市夜須町千切及び吉川町吉原の各一部並びに夜須町手結	〃
香美市	香美市土佐山田町大後入、土佐山田町西後入、香北町河野、香北町有瀬、香北町五百蔵、物部町大柄及び物部町仙頭の各一部	〃
東洋町	安芸郡東洋町河内、白浜及び野根の各一部	〃
奈半利町	安芸郡奈半利町花田の一部及び東谷	〃
安田町	安芸郡安田町唐浜、安田及び小川の各一部	〃
北川村	安芸郡北川村西谷、久木、島、久江ノ上及び柏木の各一部	〃
馬路村	安芸郡馬路村馬路の一部	〃
芸西村	安芸郡芸西村西分及び久重の各一部並びに国光	〃
本山町	長岡郡本山町瓜生野の一部	〃

大豊町	長岡郡大豊町穴内、中村大王及び北川の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町古味及び井尻	〃
いの町	吾川郡いの町勝賀瀬、中追、柳瀬、石見、鹿敷、小川東津賀才、上八川下分及び清水上分の各一部	〃
仁淀川町	吾川郡仁淀川町竹ノ谷、土居及び大屋の各一部並びに寄合及び坂本	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	高岡郡佐川町中組、東組、加茂、岩目地、西山、古畑、川ノ内組及び乙の各一部	〃
越知町	高岡郡越知町片岡、鎌井田桑藪及び佐之国の各一部	〃
日高村	高岡郡日高村沖名及び下分の各一部	〃
四万十町	高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町赤泊及び頭集の各一部	〃
黒潮町	幡多郡黒潮町入野の一部	〃

高知県告示第345号

高知市鏡柿ノ又及び鏡吉原の各一部地区並びに種崎地区、南国市左右山の一部地区、吾川郡仁淀川町用居の一部地区、高岡郡佐川町西山組及び古畑の各一部地区、高岡郡越知町片岡の一部地区並びに高岡郡四万十町峰ノ上及び若井川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したため、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
- (1) 高知市
 - (2) 南国市
 - (3) 仁淀川町
 - (4) 佐川町

- (5) 越知町
 - (6) 四万十町
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 高知市鏡柿ノ又及び鏡吉原の各一部並びに種崎平成19年度及び平成20年度
 - (2) 南国市左右山の一部平成20年度及び平成21年度
 - (3) 吾川郡仁淀川町用居の一部平成19年度から平成21年度まで
 - (4) 高岡郡佐川町西山組及び古畑の各一部平成20年度及び平成21年度
 - (5) 高岡郡越知町片岡の一部平成19年度及び平成20年度
 - (6) 高岡郡四万十町峰ノ上及び若井川の各一部平成19年度及び平成20年度
- 3 成果の名称
- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
 - (2) 南国市地籍図及び地籍簿
 - (3) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
 - (4) 佐川町地籍図及び地籍簿
 - (5) 越知町地籍図及び地籍簿
 - (6) 四万十町地籍図及び地籍簿

- 4 認証年月日
平成22年6月4日

高知県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成22年6月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山路中村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市不破字八幡ノ下1392番1から 四万十市不破字本結1693番2まで	367	平成22年6月4日

高知県告示第347号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規

定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大桶字染殿甲2262番7地先	南国市大桶字刈又甲1748番1地先	27.00	119.20

高知県告示第348号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したため、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

港湾名	港湾施設名	委託者		委託期間
		所在地	名称	
高知港	係留施設及び船舶給水施設並びに高知港第7ふ頭三里地区の港湾施設（係留施設及び給水施設を除く。）	高知市仁井田字新港4700番地	高知ファズ株式会社	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
須崎港	係留施設及び野積場	須崎市港町81番3	社団法人須崎埠頭協会	〃
下田港	係留施設及び野積場	四万十市下田1910番地15	下田海運協同組合	〃
宿毛湾	宿毛湾港片	宿毛市片島	片島地区長	〃

港	島地区の係留施設及び野積場	1番77号	橋本 邦彦	
	宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場	宿毛市大島6番24号	大島地区長 福岡 信義	〃
	宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場	宿毛市小筑紫町小筑紫104番16	小筑紫地区長 小海 苗実	〃

高知県告示第349号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 片岡 亘
- 売りさばき所の所在地及び名称
安芸市宝永町1-32
高知県庁消費生活協同組合 安芸病院支部
- 廃止年月日
平成22年5月18日

高知県告示第350号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 片岡 亘
- 売りさばき所の所在地及び名称
宿毛市山奈町芳奈3-1
高知県庁消費生活協同組合 幡多けんみん病院支部
- 廃止年月日

平成22年5月18日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農業用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	平成22年8月26日（木）午後1時30分から午後3時まで	高知市永国寺町5番15号 高知女子大学永国寺キャンパス	平成22年7月16日（金）から同月30日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける（郵送による場合は、平成22年7月30日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）	平成22年8月26日午後3時30分から		

- 提出書類

- 受験願書（県所定の様式によること。）
- 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（発行の日から6月以内のもの。日本国籍を有しない者にあつては、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、外国人登録済証明書を提出すること。）
- 写真（出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に

氏名を記載すること。）

- 受験手数料
10,500円（高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。）
- 願書の提出先
高知市丸ノ内一丁目2-20（郵便番号780-8570）
高知県健康政策部医療薬務課
- その他
詳細については、高知県健康政策部医療薬務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。
なお、願書を郵送する場合は、必ず書留によること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成22年度クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時
平成22年9月9日（木）午前9時から
- 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
- 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 受験願書及び添付書類
(1) 受験願書（県所定の様式によること。）
(2) 履歴書（最終学歴を明記すること。）
(3) 受験資格を証明する書類又はその写し
(4) 写真（手札型（縦7センチメートル・横6センチメートル程度）とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
(5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名から現在の氏名への変更の経緯が分かる戸籍の抄本又は個人事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、戸籍の抄本又は個人事項証明書に代えて外国人登録済証明書（備考欄に変更前の氏名及び変更年月日が記載されたもの）を添付すること。）

- 5 受験願書の配付場所
県内各福祉保健所、高知県健康政策部食品・衛生課及び高知市保健所
- 6 受験願書の受付期間
平成22年7月26日(月)から同年8月6日(金)まで。ただし、郵送による場合は、平成22年8月6日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
(1) 県内居住者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所(当該住所地又は所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所)
(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)
- 8 試験科目
(1) 衛生法規に関する知識
(2) 公衆衛生に関する知識
(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 9 試験手数料
7,000円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市池ノ内土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

理事 岡崎 正秀 須崎市池ノ内351

(就任)

理事 谷口 正芳 〃 〃 442

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市中島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所

(退任)

理事 岡崎 正秀 須崎市池ノ内351

(就任)

理事 谷本圭一郎 〃 〃 287

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年6月4日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年10月29日 21高須土第824号	高岡郡四万十町仕出原字宮ノ窪188番1ほか	高知市神田2300番地2 第二山中ハイム2F西 笹岡 弘

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第13号

平成18年2月高知県公安委員会告示第2号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成22年6月4日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

表中

猟銃等初心者講習考查	得点	合格発表の日 から1月間	高知県警察本部生活安全部生活環境課
猟銃技能検 定	得点	合格発表の日 から1月間	高知県警察本部生活安全部生活環境課

を

猟銃等初心者講習考查	得点	合格発表の日 から1月間	高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
猟銃技能検 定	得点	合格発表の日 から1月間	高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
年少射撃資格認定講習	得点	合格発表の日 から1月間	高知県警察本部生活安全部

考查			生活安全企画課
----	--	--	---------

に、「宿毛警察署」を「及び宿毛警察署」に改める。